

2017年11月15日

埼玉県知事

上 田 清 司 様

社民党埼玉県連合

代 表 武 井 誠

代

2018年度県政要望について

県政運営は、3割自治と言われた時期に比し、比較的独自性を発揮できるようになりました。平成29年度県政世論調査結果（速報）では、前年度に比べ暮らし向き、生活の程度、満足度などについて若干の改善が見られます。

日頃のご努力に対し敬意を表します。

とはいえ、国の経済・財政政策の影響を大きく受ける地方自治体の実態は、アベノミクスの混迷により、年を追うごとに格差拡大の厳しい状況にあると認識しております。このことは県民の日常生活にとっても同様であります。

また、いわゆる「2025年問題」は、高齢者の問題にとどまらず、他のあらゆる世代を含めた総合的な福祉政策が求められています。国の施策を待つだけでなく、先進的な県政の取り組みを期待し、以下、69項目の要望をいたします。

記

I、埼玉から「平和・脱原発」の発信を

1、安全保障関連法（戦争法）の成立（15年9月）と施行（16年3月）を受けて、その具体化といえる動きが県内でもあります。陸上自衛隊朝霞駐屯地では18年3月を目途に陸上総隊司令部を新設する動きが進んでいます。陸上総隊司令部は戦争司令部ともいえるべき組織です。また航空自衛隊入間基地にかかわっては大型輸送機C2の20年以降の配備や自衛隊病院を新設する計画が明らかにされました。有事に際してはいずれの基地も攻撃目標となる可能性があり、市民生活への重大な影響が懸念されます。

こうした動きの詳細について関係機関から把握し、関係自治体に情報を伝えるとともに、地方自治と現憲法の平和主義を守る立場から対応すること。

2、沖縄県民の反対を押し切って配備された米軍の欠陥機オスプレイにかかわる動きが首都圏でも目立っています。陸上自衛隊木更津駐屯地が整備拠点となり、整備が始まったほか、東京・横田基地へのCV22の配備が17年度から始まる予定があるためです。事故や騒音など、本県への影響が当然のことながら懸念されます。

横田基地への配備に反対するとともに、関係自治体に正確な情報提供を行うこと。

3、朝鮮半島を舞台とした緊張の高まりが危惧されています。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）によるミサイル発射や核実験は許されるものではありません。これに対しトランプ米大統領は武力行使の可能性を否定せず、安倍首

相もこれに同調しています。またミサイル発射時に地域によっては J アラート（全国瞬時警報システム）のメッセージが流れたほか、試験放送による訓練も実施されています。その効果は疑問なうえ不要な緊張感を煽っているケースも見受けられます。戦争を回避するための外交、対話こそ問われています。

唯一の戦争被爆国として対話による問題解決を強く政府に求めていくこと。

- 4、憲法がうたう「表現の自由」「集会の自由」は民主主義社会の根幹であり、自治体はそれを保障する役割があります。しかし、さいたま市の公民館報に「政治的」だとして俳句が掲載されなかった問題をめぐって、さいたま地裁は「思想や信条を理由にした不公正な取り扱い」として市に賠償を命じました。ところが、市はこの判決を受け入れず控訴しました。

県は今後も憲法の「表現の自由」「集会の自由」を保障する見地から対応すること。

- 5、戦後 72 年を経過して戦争の悲惨さと平和の尊さを発信することは自治体の重要な責務です。特に県平和資料館に期待される役割は大きいといえます。

企画や運営にあたっては広く県民の意見を取り入れながら、被害と加害の事実をありのままに伝え、あらゆる国との友好的関係に資すること。

- 6、福島第一原発事故から 6 年 8 カ月が経過しましたが、県内への避難者は 3,800 人を超えるという調査もあります。古里に帰りたくても放射線量や生活上の不安などから帰ることができないのです。ところが国は 17 年 3 月にはこれらの人々への住宅支援を打ち切りました。一部の自治体では援助が継続されましたが、避難の継続を希望する避難者が安心して将来にわたっても埼玉で暮らし続けられるように避難者に寄り添う支援を求めるものです。

原発事故避難者への住宅支援を継続すること。合わせて避難者の実態を早急に調査し、きめ細かな支援を行うこと。

- 7、空間放射能測定や給食食材及びプールの放射能測定及び除染土の保管などにかかわる費用の自治体負担をなくすために東京電力へ賠償を求めること。
- 8、太陽光や小水力発電など、県の環境に適した自然エネルギーの有効活用に向けた施策をいっそう強化すること。

II、県民の生活を守るために

1. TPP 及び FTA から県民のくらしを守るため、引き続き県民への十分な情報開示と明確な説明を求め、農家や農協を守る制度を骨抜きにせず、経済活動の自由や財産権の保障に反することのないよう、国に申し入れること。
2. 教育における貧困の連鎖を断ち切るため、県に独自の給付型奨学金制度を新設すること。また、国に給付型奨学金制度を創設するよう要望すること。
3. 学校給食費の免除を進めて無償とすること。憲法に則り、公的教育の無償化に向けて、すべての子どもの給食費無償化制度を国に要望すること。
4. 学校教育現場における臨時的任用者の増大は、正規教職員の負担増や長時間外労働による長期精神疾患患者の増大につながっていると考えられる。

教職員の超勤時間労働の把握し、時間外労働削減について実効ある体制の構

策にあたること。業務量削減及び過労死基準である時間外労働月 80 時間を厳守するため、月 1 回以上の安全衛生委員会を開催するなど、県の安全配慮義務を果たすこと。

児童生徒の多いクラスの補助及び補習授業の実施、発達障害等特別な配慮を要する児童生徒に対する支援制度に対し、県は職員定数全体の増員及びそれに伴う財源措置を行い、引き続き、国に対して強力に財政支援の要望を行うこと。

5. 県内の自治体のほとんどが中学卒業までになっている子ども医療費の補助について、県の医療費補助対象年齢を引き上げて中学校卒業までにすること。

6. 貧困は子どもの心と身体に大きな影響を与えるため、これからも学校保健の定期健康診断の果たす役割を十分に生かすこと。養護教員や管理職の研修によって、要治療対策及び自治体と学校の支援体制がどのように改善されたのか、具体的な数値で公表すること。

7. 精神障がい者福祉に関する地域住民の相談について、県の担当相談員による定期巡回訪問相談(四半期に 1 回程度)の実施を検討すること。

精神保健福祉センターでは保健所に医師・コメディカル職員を派遣し、情報提供や助言・面接等の技術協力を行っているというが、自治体では相談のみで技術協力を受けているという実感は伴っていないため、実効あるものにするこ

8. 児童養護施設等の退所児童に万全のケアを行うこと。退所後 10 年間の支援体制に進学支援を盛り込むこと。

9. 日本政府に対する国連人種差別撤廃委員会勧告(2014年8月29日)にも、さらに埼玉弁護士会警告(2015年11月15日)にもあるように、県が行っている朝鮮学校運営費補助金凍結は見過ごせないものになっている。

引き続き、子どもの教育について外交問題を理由にすることなく、朝鮮小中級学校への補助金支給凍結を解除すること。同様に、朝鮮高校授業料の無償化を早期に実施するよう、強く国に要望すること。

10. 政府は「正社員転換・待遇改善プラン」を打ち出し、安倍首相は「同一労働同一賃金の実現を進め、『非正規』という言葉を国内から一掃する。社会全体の所得の底上げを図る」と言っているが、派遣法の脱法対策や正規の非正規化といわれる限定正社員など、働く者の不安定化が固定するような情勢が横行している。

国際的基準である 8 時間働いたら人間らしく暮らせる労働政策と逆行した「高度プロフェッショナル制度」や「裁量労働制枠の拡大」など、過労死を招くような制度導入に厳しく対処し、国に申し入れること。

11. 最低賃金の引き上げを当面 1000 円にし、1500 円をめざして貧困ラインを高

- めるよう、国に申し入れること。
12. 少子高齢社会・人口減少社会が進むにあたり、公共サービスの基盤整備と質の向上が求められる。「公共サービス基本条例」に必要な課題についての庁内研究の成果を年度ごとに公表すること。
13. 県内自治体のけん引役として、質の高い公共サービスを提供し、公契約の下で働く県民の適正な労働環境を確保するために、必要財源の確保、適切な予定価格の積算など、入札、契約制度の改善が必要である。
公共サービスの質の確保と公正労働基準を確保する公契約の基本を定めた条例の制定をすること。
県で雇用する臨時職員の賃金を 1000 円以上にし、総務省の 26 年通知による待遇改善の実施を図ること。
14. 埼玉県医師不足は顕著で、人口 10 万対常勤換算医師数では全国最下位を脱していない。
県民の命と健康を守るために、病床数拡充と医師確保のための有効な対策を今後行うこと。
県出身の医学生に対する奨学金制度や研修資金は、貸与ではなく給付にし、目標の実効性を高め、定着率を高めること。
15. 県が行っているケアマネージャー育成・介護職入門事業は、複雑で利用しづらく、その助成金額(上限 3 万円)は介護職養成費用の実態からかけ離れている。引き続き、介護職員の育成を県の責任において実効ある対策を講ずること。
16. 2018 年度からの国民健康保険の都道府県移管について、進捗状況を公開すること。市町村の法定外繰り入れのような県の公費負担による財政補填をし、保険料の引き上げ及び患者負担を増大させないこと。
県がやろうとしている国民健康保険財政調整交付金を活用し、保険料の激変緩和が図れるよう事業メニューの検討をすることは、メニューを減らして激変緩和を装うことになり、被保険者は納得できない。
国民健康保険制度の県単位化に伴う、保険料の値上げや医療サービスの低下を招くことのないようにすること。
自治体が独自に行っている医療サービスにペナルティーを課すなど自治体の負担増とならないようにすること。
17. 引き続き、大雨洪水対策としての河川改修を早期に進め、老朽化した橋の点検と改修を急ぐこと。
避難所として指定されている県立高校には、県の責任で防災倉庫を設置すること。
18. 下校後のグループに依存する子どもたちによる殺人事件は、非常に痛まし

い。市町村と協力して、貧困対策やひとり親家庭対策ではなく「地域のコミュニティ」としての居場所づくりを進めること。

19. 県道について、

①福祉のまちづくり条例に則って、歩車道の分離を最優先に整備すること。

特に「車いす」の安全な歩行ができるように、歩道の傾斜などを点検・整備すること。

②市町村道路の道路使用許可権限は、市町村に移譲すること。また、道路使用許可による県の収入明細を公表すること。

③交差点等に表示されている横断歩道や停止線で、表示が消えかけているものは、交通安全の観点から、引き続き早急に改善すること。

④歩行者の多い県道交差点には、視覚障がい者用道路横断帯(エスコートゾーン)を設置すること。

20. 東京オリンピック誘致による海外からの受入体制の整備を理由に、羽田空港の増便計画と首都圏住宅地への飛行ルートの変更が進められようとしている。

埼玉県南部(和光・朝霞・戸田など)の低空を通過する案に対して、このような話があること自体を未だ知らない住民がほとんどである。県は、生活者、住民の立場に立って基本的人権の侵害となることのないよう、住民への周知とともに、この案に反対し、チェックする姿勢をとること。

21. 社会福祉法人の規制緩和によって、人材育成や施設体制の整備が間に合わず、福祉施策の質の低下が危惧される。引き続き、福祉人材の育成については県が責任を持つとともに、特に、モニタリング制度等のチェック体制整備に力を発揮すること。また、国に対し、安全・安心の観点から安易な規制緩和は行わないように要請すること。

22. 障がい者施設を市街化調整区域に建設しやすい環境整備を進めること。

23. 県営住宅の単身住宅を増設し、憲法25条が保障できるよう住宅政策に力を入れること。特に入居優先措置を受けている経済的にも社会的にもハンディのある県民が、不自由なく不足なく当たり前に入居できるように、緊急の対策を講じること。

Ⅲ、地域要望

(共通要求事項)

1. 社会資本整備総合交付金について

道路整備、治水対策、良好な市街地形成のために重要である。ここ数年、補助要望額に対して交付額が大きく下回り、事業に支障をきたしている。要望額にあった交付額となるよう国への働きかけをすること。

2. 小中学校の特別に配慮を要する児童・生徒への支援制度の充実について
発達障害などの配慮を要する生徒が年々増加傾向にある中、県費による加配教員等の増員を早急に進めること。
3. 埼玉県障害者生活支援事業に対する県補助金の増額について
障がい児（者）生活サポート事業の利用者が増加している。今後も需要増を予想されるが、市町村の人口規模による限度額の上限が設定されているため一部自己負担を行っている。補助金増額と低所得者も利用できるよう負担の応能化を進めること。
4. 県道 39 号川越坂戸毛呂山線、坂戸市中里北大塚地区内の歩道整備、横断歩道
の設置など、早急に歩行者の安全対策を行うこと。（坂戸市）
5. 県道ときがわ坂戸線、善能寺地区及び玉林寺地区の県道の冠水対策について、第 1 期工事の総括を踏まえ、坂戸市、毛呂山町と再度協議し、早急に改善すること。（坂戸市・毛呂山町）
6. 安全・安心確保のため、旧毛呂山高校の跡地利用を関係自治体・民間と連携し、迅速に推進すること。（毛呂山町）
7. 毛呂山町西大久保地内の交差点（毛呂山町西大久保 733）で事故が多発していることに対し、早急に信号機設置を要望する。（毛呂山町）
8. 毛呂山町西大久保地区（毛呂山町西大久保 1004-2）の葛川放水路による住宅浸水対策を待たなしで要望する。（毛呂山町）
9. 毛呂山町西大久保地内（毛呂山町西大久保 251）の葛川側道・堤の崩れ、補修工事（全長 70 m＝連結する）を早急に要望する。（毛呂山町）
10. 砂川堀雨水幹線に水位計やカメラを設置すること。（富士見市）
11. 新河岸川合流点改修等、県が実施する対策を前倒しで実施すること。（富士見市）
12. 県道三芳富士見線の東武東上線部分を立体化すること。（富士見市）
13. 県道三芳富士見線交差点（市役所前）をスクランブル化すること。（富士見市）
14. 県道ふじみ野朝霞線交差点（鶴瀬小学校前）をスクランブル化すること。（富士見市）
15. 県道ふじみ野朝霞線交差点（鶴瀬駅前）を拡幅し、すべてに右折信号機を設置すること。（富士見市）
16. 米軍キャンプ朝霞跡地利用について（朝霞市）
 - ① 朝霞市の中心に残っている米軍キャンプ朝霞跡地（国有地 19.1ヘクタール）で検出されたダイオキシン類、飛散性アスベスト、鉛等の有害物質の除去並び

- に地下構造物の撤去は、国の責任で行うよう国に働きかけを行うと共に、有害物質の処理が適切に実施されるよう管理をすること。
- ② 米軍キャンプ朝霞跡地の地元利用、整備にあたっては朝霞市と連携をとり、財政援助等の支援をすること。
 - ③ 米軍キャンプ朝霞跡地内への元国家公務員宿舎予定地3ヶ所(朝霞の森)は国と朝霞市で管理委託契約が締結され、昨年8月に契約が更新されて引き続き2年間の暫定利用が可能となり、多くの県民の利用する広場として活用されている。今後も暫定利用期間の延長が図られるよう国に働きかけ、長期間、安心して県民の利用が図れるよう務めること。
 - ④ 朝霞基地跡地の公園用地地元利用にあたっては国有財産法第22条に基づき、朝霞市に無償貸付するよう国に働きかけること。
- 17. 県道杉戸久喜線（JR 宇都宮線西側部分）の都市計画道路完成に向けて、早期に着手すること。（久喜市）
 - 18. 県道杉戸久喜線の県立久喜高等学校東側の横断歩道に、手押し式信号機を早急に設置すること。（久喜市）
 - 19. 県道川越栗橋線の歩道整備（国道122号線バイパスから東北自動車道）を早急に進めること。（久喜市）
 - 20. 東鷲宮地区の道路及び住宅への冠水対策として、中川一級河川の整備を早急に進めること。（久喜市）
 - 21. 菖蒲地区に完成したバスターミナルの利便性を高めるため、羽田空港への高速バス乗り入れの実現に向けて働きかけをすること。（久喜市）
 - 22. 県道川越栗橋線と県道杉戸久喜線の交差点において、県道川越栗橋線側では慢性的に渋滞が発生している。新たに物流倉庫が建設中であり、更なる渋滞が予想されるので交差点を改良すること。（久喜市）
 - 23. 県道12号線（川越・栗橋線）の江川に架かる新滝の宮橋の冠水による交通止め対策について、早急に改修を行うこと。
 - 24. 県道57号線と桶川市道20-1号線交差点の県道部分に、早急な右折帯の設置及び右折信号機の設置をすること。
 - 25. 国道254号線嵐山バイパス南側側道のり面、境界杭までの雑草刈を年2回以上行うこと。（嵐山町）
 - 26. 都幾川・槻川の合流付近、二瀬両岸の河川敷内の立木・雑草の刈り込みをすること。（嵐山町）
 - 27. 洪水被害防止のため、市野川・粕川合流付近の浚渫をすること。（嵐山町）
 - 28. 川越地方庁舎跡地は、川越市民の利用に供するものとして、早期に川越市への譲渡をすること。（川越市）

29. JR 川越線の複線化による輸送力増強並びに乗客の利便性向上を JR 東日本に働きかけること。(川越市)
30. JR 川越線の荒川鉄橋は、洪水対策上障害となることが考えられるので、早期に架け替えが実現するよう国・JR 東日本に働きかけること。(川越市)
31. 川越北環状線の早期全線開通を実現すること。また、川越北環状線の東への延伸(国道 254 号線から東へ)を進めること。(川越市)
32. 川越市内寺尾地区等の台風 21 号による浸水被害者への支援を進めるとともに、排水機場の整備等、新河岸川流域の内水被害防止対策を積極的に行うこと。(川越市)